

相談支援専門員の 基本理念

相談支援専門員の基本理念は、すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者(障害者本人及び家族)との信頼関係を築き、人権と社会正義を実践の根底に置くことである。

「骨格提言」から

東京都相談支援従事者研修について Ver.4

東京都の障害者支援をめぐる地域課題

- 知的障害者の都外施設問題
- 精神科病院の地域偏在
- 中途障害者の社会復帰支援不足など

都の研修が養成を目指す相談支援専門員像

基本姿勢①
本人の思いや願いに寄り添い、あたり前の生活を支える本人中心支援を行う

基本姿勢②
障害を社会の状況・環境との関係の中で理解し、とらえることができる

基本姿勢③
フィールドとする東京都および区市町村の地域性の把握と、地域福祉の向上に努め続けることができる

相談支援専門員として 必要とされるスキル

- ①本人と信頼関係を構築する力がある
- ②基本的な面接技術に習熟している
- ③ニーズを明確にするアセスメント力がある
- ④わかりやすい計画を立案できる
- ⑤サービス提供者等と協働する力(交渉・調整)がある
- ⑥個別支援で得た地域課題を協議会等のネットワークを通じて積極的に発信・共有できる
(地域での人材育成の担い手となる)
- ⑦まだ出会っていない、支援を必要としている人々の存在を想像できる

【「目指す相談支援専門員像」のために東京都が行う研修イメージ】

【初任者研修】

★国の標準カリキュラム

当事者サポーターの参加で、より具体的に体感する!



相談支援事業所における実務

おさえる
理解する
創造する

専門的な研修の例①

東京都主催専門研修
(精神保健福祉センター、心障センター)

専門的な研修の例②

民間団体等主催
重要課題研修

【現任研修】

5年度に1回受講

★国の標準カリキュラム

展開する
(習得する)

専門的な研修の例③
相談支援実務者向け
地域のフォローアップ研修

深める
広げる

専門的な研修の例④
事業所、法人内 人材養成研修

※ 障害者支援に関する人材養成の課題の検討は、第四期東京都自立支援協議会のテーマである。

※ 初任者研修受講と、5年度に1度の現任研修受講は、相談支援専門員として従事するための要件である。
※ 障害者総合支援法に基づく研修は、東京都のほか指定された団体が実施できる。

※ 初任・現任研修検討会は、厚生労働省指導者養成研修受講者、東京都立(総合)精神保健福祉センター

研修担当部署、東京都心身障害者福祉センター地域支援課地域支援係から構成されている。

初任者研修・現任研修のねらいと到達点

基本的な考え方

かいさな
ケアマネおおきな
ケアマネ

知識・技術

交流

初任者研修

以下のねらいを理解し相談支援専門員の役割と動きを考える

講2、3

現任研修

現任者として相談支援専門員の役割を自覚し動くことができる

講II

障害者ケアマネジメントの理念をおさえる

障害は社会の状況・環境との関係でとらえるものと理解している

本人主体・ニーズ中心・エンパワメントとは何かを理解する

本人の声をきちんと聞くことができる
本人の強みや本人の力を高めることに着目できる

演3～5

柔軟な発想で本人の望む暮らしを共にカタチにする

障害者の暮らしの具体的なイメージを描く体験をする

演6～9

フィールドとする地域にある資源を把握し、ないものは創造することを考える

個別支援の中から地域課題を見出し、地域・行政に返していく役割があることを知る
相談支援専門員として地域像を描く体験をする
個別のニーズから、「あつたらいい」資源を発想することができる

講5、7

演6

本人の意向に寄り添い、望む暮らしを実現する個別支援の理解を深める

本人主体、ニーズ中心、エンパワメントを意識した個別支援を行う
柔軟な発想で本人の望む暮らしを共にカタチにする
本人にわかりやすい言葉で説明し、具体的な生活のイメージをケア計画として提示できる

演I～III

制度の成り立ちと概要を知る

障害者総合支援法等の制度の概要をおさえる
制度の成り立ちと歴史的背景をおさえる

講1、2、4

相談支援専門員として現場に出るための初步的な技術を学ぶ

サービス等利用計画の法的位置づけと必須項目を理解している
サービス管理責任者(個別支援計画)との違いを理解している
インテークからケア計画作成までのプロセスを体験的に学び理解している
関係者と連携するのに必要な話し合いのコツを理解している

講6、8

演1～13

講I、III

制度の最新状況を理解する

地域移行・地域定着の実践を知り、実務に活かすことができる
セルフマネジメントの意義と課題を理解している

講I～VI

都内の相談支援専門員同士がつながるきっかけとする

地域を超えた支援者とつながることができる

演1～13

都内の相談支援専門員同士がつながり交流する機会とする

事業所や地域を超えて交流し、実務の工夫を学びあうことができる

演I～IV